

令和6年度 中部地域協議会 第1回全体会議開催

令和6年9月20日（金）午後3時より東京第一ホテル錦（愛知県名古屋市中区）において、令和6年度中部地域協議会第1回全体会議が開催されました。会議には（公社）全国産業資源循環連合会（以下「全産連」という。）専務理事室石泰弘氏や中部四県（岐阜県・静岡県・愛知県・三重県）の協会会长、副会長、理事等20名が出席しました。

開催県協会の（一社）愛知県産業資源循環協会会长である中部地域協議会会长永井良一氏から挨拶があり、次に室石専務理事の来賓挨拶がありました。

永井中部地域協議会会长からは、挨拶に先立って、能登半島地震の復旧に取り組んでみえる多くの方々のご協力とご支援への敬意の言葉がありました。

続いて、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（以下「高度化法」という。）の成立を受け、来年12月までに施行される政省令に我々が要望してきたことが実現できるよう強いメッセージを送っていきたい。また、産業資源の循環的な利用を促進するうえで、産業廃棄物処理業が処理の「受け手」から資源・エネルギーの「創り手」へと業界の発展に繋げるよう「振興に関する法律」の議員立法化への働きかけと、業界の社会的地位の向上に向けた「その他サービス業」に分類されている産業廃棄物処理業を社会インフラの位置付けて明確にすべく資源循環業として独立した職業区分を確立するよう働きかけている。

また、高度化法の成立を受け、我々業界での人材確保を進めるため、再資源化事業の高度化に従事できる優れた知識や経験を必要とする技術を持った外国人を育成しつつ、新たな育成就労制度において我々業界が育成就労分野となるよう必要な措置を講じると共に受け皿の準備への協力を産業・資源循環議員連盟（以下「議員連盟」という。）に働きかけています。各県協会の皆様と力を合わせまして、業界発展に努めてまいりたいと考えていますので、本

日の全体会議が実りある会議となりますよう皆様の熱いご議論を期待しますと挨拶がありました。



室石専務理事からは、高度化法の成立を受け、令和6年5月29日に公布され、公布から9か月以内に政令で定める日までに基本方針（告示）・判断基準（省令）の策定と特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の基準（政令）の策定と公布から1年6か月以内に政令で定める日までに認定制度の施行に向けた対応と報告公表制度の施行に向けた対応を行うこととなっている。連合会ではこれまで法制度対策委員会、各種運営委員会が中心となって対応を進めており可能な限り我々の要望が実現できるよう取り組んでいきたい。また、外国人材を含めた雇用人材確保等の方策については厚生労働省と連携して進めていたが、外国人ということで法務省に所管替となり、また最初から説明を行わなければならぬ状況になってしまったが、議員連盟に働きかけていることもあります。また、環境省が法務省に説明を行っているので成果が期待できるのではないかと考えていると挨拶がありました。

会議では永井会長を議長に選出し、配布資料をもとに議案・審議が行われました。

- (1) 中部地域協議会及び全産連の役員等の選任・推薦について
- ・中部地域協議会副会長
- 澤田裕二前会長（岐阜県協会）辞任

新井康久会長（静岡県協会）選任

・全産連理事

澤田裕二前会長（岐阜県協会）辞任

新井康久会長（静岡県協会）推薦

・最終処分部会運営委員会委員

澤田裕二前会長（岐阜県協会）辞任

大坪敬明会長（岐阜県協会）推薦

・総務倫理委員会

新井康久会長（静岡県協会）辞任

堀川勉良会長（三重県協会）推薦

(2) 令和5年度中部地域協議会事業報告について
(原案通り了承)

(3) 令和5年度中部地域協議会収支決算報告及び監査報告について(原案通り了承)

(4) 令和6年度中部地域協議会事業計画について
(原案通り了承)

(5) 令和6年度中部地域協議会収支予算について
(原案通り了承)

(6) 各種委員会等報告

・法制度対策委員会報告

三重県協会の筒井照雄副会長から報告があり、全産連室石専務理事から補足説明がありました。

産業廃棄物処分業者の判断基準で特定産業廃棄物処分事業者（要件案：当該年度の前年度において処分を行った産業廃棄物の数量が10,000トン以上又は廃プラスチック類の数量が1,500トン以上であること）は毎年度、処分を行った数量及び再資源化量を環境大臣に報告しなければならないが違反には50万円以下の罰金が科せられるが高度化法は欠格要件の対象外との説明がありました。

・医療廃棄物部会運営委員会報告

静岡県協会の新井会長から説明がありました。

・最終処分部会運営委員会報告

資料の配付で説明に替えました。

(7) (公社)全国産業資源循環連合会と中部地域協議会各県協会との情報交換について

室石専務理事から国が設置した「静脈産業の脱炭素型資源循環システムの構築に係る小委員会で、9月5日に電子マニフェストへの項目追加について議論が始まり、最終処分終了後に中間処理業者が売却や再生利用を含む処理内容を入力することになるというもので、再生利用の実態を踏まえた制度にしなければ産業廃棄物処理業者の負担が相当増えることが懸念されるが、3年から4年先を見据えることであるので国にしっかりと議論をしていただくよう働きかけを行いたいと説明がありました。

＜出席者＞

(公社)全国産業資源循環連合会 専務理事 室石 泰弘
中部地域協議会会长兼

(一社)愛知県産業資源循環協会 会長 永井 良一
副会長 中野 兼司
副会長 新美 三良
専務理事 小野 俊之
常務理事 相木 徹
事務局長 小坂 元信

(一社)岐阜県産業環境保全協会 会長 大坪 敬明
副会長 丹羽 武
副会長 木村 順一
副会長 石原 幸喜
専務理事代行兼事務局長 長澤 達郎

中部地域協議会副会長兼

(公社)静岡県産業廃棄物協会 会長 新井 康久
副会長 海野ひろみ
副会長 萩 威頼
専務理事 秋山 雅幸

(一社)三重県産業廃棄物協会 会長 堀川 勉良
副会長 光友 裕昭
副会長 筒井 照雄
専務理事 和田 一人